

## 三重県議会個人情報保護条例の改正について

本条例は、令和5年3月、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにするとともに、議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める目的で、議員提出条例として制定されたものです。

今般、次のとおり関係法令の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

### 1 改正理由

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正（施行期日：令和7年4月1日）に伴い、同法を引用する条項を改正する。

#### ア 番号法の改正概要

- ・ スマートフォンでの行政手続きなどを可能とするため、マイナンバーカードの券面記載事項（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載することを可能とした。（新たに番号法第2条第8項で規定）

※番号法第2条第7項の次に1項を加えたため、第8項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、いわゆる条項ずれが生じた。

#### イ 本条例の主な改正概要

- ・ 番号法の条項ずれにより、引用している条項において規定を整理する。
  - ① 条例第2条第1項第9号にて「番号法第2条第8項」から「番号法第2条第9項」へ改正
  - ② 条例第12条第5項表中にて「番号法第2条第9項」から「番号法第2条第10項」へ改正
- ・ なお、改正後の番号法第2条第8項に係る対応については、「三重県議会個人情報保護条例施行規程」の改正で対応する予定。

- (2) その他所要の改正

全国都道府県議会議長会の「都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（例）」の改正に伴う規定を整理する。

（具体例）「第4章」を「前章」など

※ 詳細は別添 新旧対照表のとおり

### 2 施行期日

令和7年4月1日

議提議案第 号

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年三月 日

提出者

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

三重県議会個人情報保護条例（令和五年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十二条第五項において「番号法」という。）<u>第二条第九項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）<u>に</u>関しては、<u>第二項第二号</u>から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。<u>以下「番号法」という。</u>）<u>第二条第八項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）<u>に</u>関しては、<u>第二項第二号</u>から第四号まで<u>及び第三十条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十九 条第一項 第一号	又は第十二条 第一項及び第 二項の規定に り読み替えて 違反して利用 適用する同条 違反して利用 されていると き	第十二条第五 項の規定によ り読み替えて 違反して利用 適用する同条 違反して利用 されていると き(第一号に 係る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号法第二 十条の規定に 違反して収集 され、若しくは 保管されてい るとき又は番 号法第二十九 条の規定に違 反して作成さ れた特定個人 情報ファイル (番号法第二 十条第十項に規 定する特定個 人情報ファイ ルをいう。)に 記録されてい るとき
(略)	(略)	(略)
<p>第十七条 議長は、その定めるところにより、 議会が保有している個人情報ファイルにつ いて、それぞれ次に掲げる事項その他議長 が定める事項を記載した帳簿(第三項にお いて「個人情報ファイル簿」という。)を作 成し、公表しなければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファ イルについては、適用しない。</p> <p>一 次に掲げる個人情報ファイル イ 議会の議員若しくは議員であつた者</p>		
第三十九 条第一項 第一号	又は第十二条 第一項及び第 二項の規定に り読み替えて 違反して利用 適用する同条 違反して利用 されていると き	第十二条第五 項の規定によ り読み替えて 違反して利用 適用する同条 違反して利用 されていると き(第一号に 係る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号法第二 十条の規定に 違反して収集 され、若しくは 保管されてい るとき又は番 号法第二十九 条の規定に違 反して作成さ れた特定個人 情報ファイル (番号法第二 十条第九項に規 定する特定個 人情報ファイ ルをいう。)に 記録されてい るとき
(略)	(略)	(略)
<p>第十七条 議長は、その定めるところにより、 議会が保有している個人情報ファイルにつ いて、それぞれ次に掲げる事項その他議長 が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情 報ファイル簿」という。)を作成し、公表し なければならない。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファ イルについては、適用しない。</p> <p>一 次に掲げる個人情報ファイル イ 議会の議員若しくは議員であつた者</p>		

又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ）ト （略）

二）三 （略）

3 （略）

（開示請求権）

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると<sup>し</sup>思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ）ト （略）

二）三 （略）

3 （略）

（開示請求権）

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると<sup>し</sup>思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

<p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用停止等請求の手續)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者(以下「利用停止等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用停止等請求の手續)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者(以下この章において「利用停止等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第四章</u>(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。